

児童養護施設等の退所者の自立支援について

★ 児童養護施設等への入所について

全国的な児童虐待相談件数の増加により、虐待を理由に児童養護施設や里親等のもとで生活している児童は年々、増加しています。

また虐待だけでなく保護者の経済的事情や病気、障害等による養育困難、保護者の行方不明、死別等により入所にいたるケースもあります。

★ 自立をむかえて

施設や里親のもとで生活している児童は、18歳になると原則（高校卒業により）、施設や里親のもとを巣立ち自立していかなくてはなりません。

また義務教育終了後に就職により巣立っていく児童もいます。（以下、施設等退所者）

一般の家庭であれば進学・就職にあたって親が子に対して経済的な支援や必要なアドバイス等を与えることができますが、施設等退所者は保護者のもとには帰れず、一人の力で生きていかなければならないことが多いのが現状です。

こうした中でトラブル等に遭遇することも少なくありません。

生活力が未熟なために、借金などの金銭的トラブルに巻き込まれたり、不規則な生活により身体を患ったり、仕事上や日常生活での人間関係等の様々な悩みについて誰にも相談できず一人で抱え込んでしまい、失敗してしまうケースも多々あります。

学校卒業後の早い段階で、誰の支援もなく自立していくのは相当に大変なことです。

だからこそ施設等退所

者が安定した生活を送っていけるよう、継続的な支援や悩みを気軽に相談でき、失敗をしたときに自らを立て直すことのできる居場所や体制が必要となってきます。

★ 支援をしていくために

現状では、公的制度として、高校3年生に就職や大学進学のための準備にかかる費用の支給や民間からの善意の奨学金等があります。

また体制づくりの一つとして、平成25年度に県内初となる民間の自立援助ホームが開設しました。自立援助ホームでは、入居者が生活指導や就職指導を受けながら、スタッフとともに自立を目指して共同生活を送っています。

近年、施設退所後の児童のケアについての重要性は、ますます高まっています。施設等退所者が安心して自立していけるように、社会全体で支えていくという意識や取り組みが必要です。

【お問い合わせ先】

奈良県こども家庭課

児童虐待対策係

TEL：0742-27-8605（ダイヤルイン）

